

施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

各課の施策の推進方針

まち振興課	・・・・・・・・・・・・	1
農林推進課	・・・・・・・・・・・・	1
まち整備課	・・・・・・・・・・・・	3
健康福祉課	・・・・・・・・・・・・	7
生活環境課	・・・・・・・・・・・・	8
総務課	・・・・・・・・・・・・	11
学校教育課	・・・・・・・・・・・・	15
生涯学習課	・・・・・・・・・・・・	16

1 まち振興課

(空き家対策の推進) <まち振興課>

近年、人口減少や社会ニーズの変化等により空家が年々増加し、適切な管理が行われない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。当町においても、空家等に対する対策を推進するために、平成 30 年度に策定した「埴町空家等対策計画」に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に取り組む。

(地域公共交通の確保) <まち振興課>

鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援など、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 2 年度)
福島県市町村バス補助金交付事業の活用	7 路線	7 路線
JR 東日本との連携事業	4 回	4 回

(「道の駅」防災拠点化の推進) <生活環境課、まち振興課、農林推進課>

災害等の発生時において、救援物資等の運送拠点や防災関係機関の活動拠点、広域避難における中継・休息施設などに「道の駅」を利用することにより、円滑な災害対応を実現するため、県が進めている「道の駅」の防災拠点化の取組みに対する支援を行う。

2 農林推進課

(家畜伝染病対策の充実・強化) <農林推進課>

大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 2 年度)
特定家畜伝染病対策防疫演習	1 回	1 回 (毎年度)

(鳥獣被害防止対策の充実・強化) <農林推進課>

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒

廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
有害鳥獣による農作物被害額	(H29) 830千円	400千円
イノシシの年間捕獲頭数	(H30) 332頭	300頭

(農業・林業の担い手確保・育成) <農林推進課>

農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念される中において、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。

東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、林業担い手の確保・育成に取り組む。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
認定農業者数	33人	38人
林業就業者	149人 (H27 国勢調査)	164人

(災害に強い森林の整備) <農林推進課>

原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
森林整備面積 (H27年度からの累計)	444ha	684ha

2 まち整備課

(住宅・建築物の耐震化等) <施設等を管理する課等>

大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、住宅及び多数の方が利用する集会施設や学校などの公共建築物の耐震化を推進する。住宅は住民生活の基盤として、公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、関係団体との連携を強化しつつ、住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。埜町の地域防災計画等に位置付けられた防災拠点建築物については、耐震化に係る取組を進める。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)
耐震診断実施件数	0件	2件

(公園施設の減災対策等) <まち整備課>

都市公園等は、環境保全・景観形成の役割を有する他、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。今後老朽化が進む公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に取り組み、都市公園等の機能保全と公園利用者の安全確保を推進する。

(橋梁施設の耐震対策等) <まち整備課>

避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・町役場等を結ぶ緊急輸送路等において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図る。また、老朽化した橋梁や道路構造物について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

施策に関連する数値指標	現状値 (平成29年度)	目標値 (令和3年度)
早期措置段階橋梁	19	0

(都市下水路の整備等) <まち整備課>

台風や集中豪雨などの治水対策として、都市下水路の改修等に取り組むとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できる体制を構築する。

(河川管理施設の整備等)

台風や集中豪雨などの治水対策として河川管理者に対し河川改修や河川施設の長寿命化等を要請するとともに大規模自然災害に対しては迅速かつ的確な初動対応のため連携強化を図る。普通河川に関しては、河川管理計画を策定し計画的河川整備を推進する。

(農地等の整備等)

市街地等の周辺の水田は豪雨時の洪水調節機能を果たすほか、農業用排水路は雨水排水の円滑化を図るうえで有効な施設である。これら農地等を適正に管理することで治水機能の維持強化を図る。特

に、小規模区画の水田は区画の拡大と大畦畔により治水機能の向上を図る。

(洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの更新) <まち整備課・生活環境課>

台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民等の生命・財産を守るため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、町が避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、水害リスク情報の提供により、避難勧告等の発令基準策定や洪水ハザードマップの作成・更新を行うとともに、関係機関が連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図る。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築) <まち整備課・生活環境課
洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を推進していく。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
ハザードマップの改正	平成22年3月	令和3年度改正

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)

土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として福島県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき福島県が実施する基礎調査結果の住民説明会への協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図る。

土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、避難等災害時の行動について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を、住民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

(土砂災害等防止施設の整備等)

町内には土砂災害危険箇所194カ所、山地災害危険地区124カ所などが全域に点在し、土砂災害等防止施設も数多く整備されている。これら施設は福島県の管理によるものであるが、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、福島県と連携し適切な維持管理行えるよう協力していく。また、土砂災害等の防止上必要とする地区の整備促進のため情報共有に努める。

(治山施設の整備等)

これまでの豪雨災に加え令和元年東日本台風豪雨により、法面崩壊等の山地災害が発生しやすい状況になっており、突発的災害等の可能性が高くなっていることから、福島県との連携を密に、速やかな現地対応を促進する。また、治山施設事業の活用により、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備等を推進する。

(雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化) <まち整備課>

毎年、除雪時期前に町道及び農林道の除雪事業に係る打合せ会を実施し、地元業者と町と除雪計画及

び実施路線の確認を行い、他の道路管理者との連携も検討していく。

(沿道の防雪施設の整備) <まち整備課>

当地方の積雪は最大でも 30~50cm であることから特に防雪施設は整備せず、重機での除雪を行っている。除雪を円滑に進めるための沿道の整備は必要だが、沿道私有地の立ち木等の倒木により重大な支障が出る恐れがあるため、沿道の整備及びそれを促す取り組みを検討する。

(道路の除雪体制等の確保) <まち整備課>

例年の積雪であれば問題ないが、50cm を超えるなど豪雪になれば、慣れないオペレーター等での対応となるため除雪が遅れ、孤立する住宅が多数発生するほか、電気通信施設への被害が重なる恐れがあり、孤立した住宅への情報伝達、物資や医療の供給が滞ることが危惧されるため、地元企業の体制強化やオペレーターの訓練などに取り組む。また、生活道路については地域住民自ら行う除雪に対し、除雪機購入補助等の支援を行う。

(緊急輸送路等の防災・減災対策)

緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良力所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) <まち整備課、まち振興課>

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

(高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備) <まち整備課>

災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備について、国、県に、高速自動車国道・地域高規格道路に至る幹線道路ネットワークの早期整備を要望、推進する。

(食料生産基盤の整備) <まち整備課>

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

(農業水利施設の適正な保全管理) <まち整備課>

町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮した適正な維持管理等の取組により、安全安心な農山村づくりを進めていく。

(農業用ため池ハザードマップの作成) <まち整備課>

東日本大震災では、他の市町村の多くのため池で決壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策の推進を図る。

(農業用水の渇水対策) <生活環境課、まち整備課>

異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料(非常配備体制表、用水系統図等)の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

(地籍調査の推進) <まち整備課>

地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するものであるため、地籍調査の早期完了に向け、国、県や各関連分野との調整を行い、「国土調査法第 19 条第 5 項指定」等の活用も検討しながら地籍調査の推進を図る。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 4 年度)
年間実施面積	0.2 km ²	2 km ²

(アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体)

災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。

3 健康福祉課

(福祉避難所の充実・確保) <健康福祉課>

災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、関係機関と協議して、医療施設や介護施設を利用した福祉避難所の確保を検討する。

(感染症予防措置の推進) <健康福祉課>

災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐため、感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進する。

(非常用物資の備蓄) <生活環境課、健康福祉課>

災害時における非常用備蓄品を定期的に備蓄しているが、備蓄スペースには限りがあり、避難が長期化した場合は、生活必需品物資が間に合わない恐れがある。今後、災害時に物資を搬出しやすい備蓄倉庫の確保や使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新等について、検討する必要がある。

(ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化) <健康福祉課、生活環境課>

大規模自然災害時は、救命救急処置を要する重傷外傷患者の増加や道路交通基盤の被災等により、ドクターヘリの需要増大が見込まれることから、町内のドクターヘリ臨時離着陸場所の確保、ドクターヘリ広域連携の運航拡大を要望、推進し、救急医療体制の充実・強化を推進する。

(災害・復興ボランティア関係団体との連携強化) <総務課、健康福祉課>

大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセンター運営講座、NPOや社会福祉協議会との連携・協働に向けた合同会議の開催など、県内のボランティア関係団体等との連携を強める取組を促進し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図る。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
災害・復興ボランティア受入体制整備検討会	0	1

(災害時医療・福祉人材の確保) <総務課、健康福祉課>

災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係団体との連携強化を促進し、訓練や研修等の実施、専門職員の配置などについて検討し、人材確保を図る。

4 生活環境課

(消防団の充実・強化) <生活環境課>

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、高齢化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若者を中心に消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う消防協力隊の拡充に取り組み、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

(住民等への情報伝達体制の強化) <総務課、生活環境課>

現在、主な情報伝達方法は、IP告知システムと、携帯電話を利用したメール、Lアラートによるテレビ放送への情報提供などがある。IP告知システムは、テレビ電話による双方向通信が可能だが、全戸に配置されているわけではなく、停電時には利用できない。あらゆる事態を想定し、適切な情報伝達体制の検討を進める。

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化) <生活環境課>

大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、災害対応に必要な見直しを積み重ねていくことにより、国、県のほか、警察、消防などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

(応急給水体制の整備) <生活環境課>

大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄を継続して取り組むとともに、水道事業者の連携・協力による給水対策や応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関及び協定締結団体との連携をより一層強化し、応急給水体制の整備を推進する。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
情報伝達訓練の実施	0回	2回

(上水道施設の防災・減災対策) <生活環境課>

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（基幹管路や配水池、浄水場など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

(物資供給体制の充実・強化) <生活環境課、総務課>

大規模自然災害等の発生時において、必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定の締結団体との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組むとともに、防災訓練の実施等を通じて災害時における物資供給体制の充実・強化を推進する。

(非常用物資の備蓄) <生活環境課、健康福祉課>

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄を行うとともに、備蓄倉庫の確保にも取り組む。今後、災害時に物資を搬出しやすい備蓄倉庫の確保や使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) <生活環境課>

大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県や近隣市町村による相互応援協定等を締結し、人的・物的支援について体制の構築を目指す。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

(災害時の治安維持体制の検討) <生活環境課>

大規模地震等の発生による停電により、交通事故が増加したり、住民が避難することによって空き家が生じ、空き巣被害等の犯罪が増加したりすることを防ぐため、消防団や各地区防犯協会等と連携を強化し、災害時の治安維持体制について検討を進めていく。

(下水道業務継続計画(BCP)の更新・見直し) <生活環境課>

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「埜町下水道業務継続計画(BCP)」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
情報伝達訓練の実施	0回	2回

(下水道施設の維持管理) <生活環境課>

大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
ストックマネジメント計画に基づく施設整備		

(農業集落排水施設の整備等) <生活環境課>

東日本大震災により被害が発生した農業集落排水処理施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新を推進するとともに、施設の長寿命化を計画的に進めるための最適整備構想の策定や適時適切な施設の修繕・更新に取り組み、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持及び公共用水域の水質保全を促進する。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
老朽施設の更新・統合	0件	1件

(渇水時における情報共有体制の確保) <生活環境課>

いざ渇水が発生したとしても町内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けた取組を促進する。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
情報伝達訓練の実施	0回	2回

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進) <生活環境課>

災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境(大気・排水等)の調査に取り組むとともに、工場・事業場における管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進し、有害物質使用事業場における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

(災害廃棄物処理計画の策定・処理・収集運搬体制の充実・強化) <生活環境課>

大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する体制の充実・強化に取り組んでいく。

(災害時の治安維持体制の検討) <生活環境課>

災害による停電等により、道路交通の混乱や避難生活によって空き家屋等が生じ、犯罪増加が懸念されるが、具体的な取り組みについては、今後検討を進める必要がある。

5 総務課

(町有施設（庁舎等）の耐震化等）＜各課等＞

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、町有建築物の建て替え、集約化、耐震化等を進め、防災拠点となる庁舎等の耐震性を確保するとともに、防災拠点施設としての機能を発揮できるよう取り組みを進める。

(公共施設等の長寿命化の推進)＜施設等を管理する課等＞

平成29年度に策定した「埴町公共施設等総合管理計画」に基づき、町道・林道・体育館施設の計画が策定されている状況であり、令和2年度中にその他施設等の個別施設計画が策定される予定となっている。

(自助・共助の取組検討)＜総務課、生活環境課＞

少子高齢化により、災害時に自分の身を守ることや、地域の協力・助け合いで対応することが難しくなっている。大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるため、どのような取組が必要か検討していく。

(在留外国人に対する多言語による情報提供)＜生活環境課、総務課＞

令和2年3月1日現在で、町内在住の外国人は95人となっている。技能実習制度等の受け入れによるものも多く、ある程度日本語を理解できる状況と推測されるが、避難情報の提供については、ホームページに実装されている翻訳機能を活用したり、子どもでも理解できるような避難情報を発信したりするなど、検討する必要がある。

(大規模災害時等における応援体制の充実・強化)＜総務課、生活環境課＞[再掲]

災害時における相互応援協定を県内外の地方自治体と締結しているが、定期的な情報共有を図っていく必要がある。

(災害時医療・福祉人材の確保)＜総務課、健康福祉課＞

災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係団体との連携強化を促進し、訓練や研修等の実施、専門職員の配置などについて検討し、人材確保を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成)＜総務課＞

大規模自然災害の発生時において、損壊の危険がある被災建築物や土砂災害危険箇所等における二次災害の発生を防止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進する。

(業務継続に必要な体制の整備) <総務課>

大規模災害発生時に町役場が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続のための訓練や非常時優先業務の見直しなど、埴町業務継続計画の実効性を高める取組を推進していくとともに、業務継続計画の見直しを行い、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を促進する。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)
業務継続計画に基づく訓練の実施	0回	1回

(受援体制の整備) <総務課、生活環境課>

大規模自然災害の発生時には、町役場が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、県や他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受け入れの窓口や対象業務等を定める受援体制の整備を推進する。

(防災拠点施設の機能確保) <生活環境課、総務課>

いつ災害が発生したとしても速やかに水防本部、災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である防災センターや庁舎等の情報通信、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

(情報システムの業務継続体制 (ICT-BCP) の強化) <総務課、各システム管理課>

大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「埴町ICT部門の業務継続計画」に基づき、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報システムによる業務継続の体制強化を推進する。

(情報通信設備の耐災害性の強化) <総務課、各システム管理課>

地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムのサーバ統合やクラウド化、民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用管理等の検討を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
鮫川村、棚倉町との自治体クラウドの構築	検討中	運用開始

(住民等への情報伝達体制の強化) <総務課、生活環境課>

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム(Lアラート)の運用や緊急速報メール、SNSやIP告知放送の利用など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
災害情報、JアラートなどをIP告知システム以外の方法で伝達する	手動で可能	自動連携

(多様な通信手段の確保) <総務課、生活環境課>

災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行うため、IP告知システムやLアラートの活用、FM臨時災害局の開設、長距離無線LANなど、多様な通信手段の維持・確保に取り組んでいく。

(住宅・建築物の耐震化等) <施設等を管理する課等>

大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、住宅及び多数の方が利用する集会施設や学校などの公共建築物の耐震化を推進する。住宅は住民生活の基盤として、公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、関係団体との連携を強化しつつ、住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。埴町の地域防災計画等に位置付けられた防災拠点建築物については、耐震化に係る取組を進める。

(緊急車両等に供給する燃料の確保) <総務課、生活環境課>

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。今後も引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。

(避難所等へのLPガス供給) <総務課、健康福祉課、生活環境課>

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定の締結を進め、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保するとともに、いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃からの協力要請や連絡体制を相互に確認し、ガス供給事業者との連携強化に取り組む。

(電力関係事業者との連携強化) <総務課、生活環境課、まち振興課>

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、日頃からの電力関係事業者との連絡体

制の確認、連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組んでいく。

(人的支援の受け入れ) <総務課>

災害時の業務対応のために、積極的に人的支援を受け入れる体制が整備されていない。業務継続計画に沿った体制が整備できるよう検討を進める。

6 学校教育課

(教育施設の耐震化等) <学校教育課>

学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、教育施設の耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)
学校施設等体育館窓枠改修	1校	3校

(東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進) <学校教育課>

児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進する。

(公共施設等の長寿命化の推進) <施設等を管理する課等>

高度経済成長期以降に整備してきた公共施設等が、次々と更新時期を迎えつつあり、施設の機能を保持するための維持管理・更新費用が膨大なものとなることが予想されることから、「埴町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点による長寿命化・統廃合・更新等を計画的に行い、住民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。

施策に関連する数値指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
埴町立学校施設長寿命化計画の策定	未策定	策定

7 生涯学習課

(公共施設等の長寿命化の推進) <施設等を管理する課等>

高度経済成長期以降に整備してきた公共施設等が、次々と更新時期を迎えつつあり、施設の機能を保持するための維持管理・更新費用が膨大なものとなることが予想されることから、「埴町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点による長寿命化・統廃合・更新等を計画的に行い、住民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。